

(3) その他

勧告	説明図表番号
<p><b>ア 自動車の抹消登録申請</b></p> <p>東日本大震災では、津波や地震により多くの自動車が被災し、被災3県で約6.8万台の永久抹消登録（平成24年3月現在）が行われた。</p> <p>自動車の永久抹消登録は、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第10条の規定により、申請者が自動車を登録した運輸支局等に出頭して手続を行わなければならない。これは、手続の真正性を担保するための措置である。</p> <p>しかし、出頭申請の義務付けは、被災により移動手段を失った申請者にとって大きな負担であり、運輸支局等から離れた地域に避難した者の負担は特に大きい。</p> <p>国土交通省は、「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について」（平成23年3月25日付け国自情第234号自動車交通局技術安全部自動車情報課長通知）により、自動車登録番号が分からなくても申請者の説明や納税証明書などで自動車を特定できれば申請を受け付ける特例措置を講じたが、出頭申請の緩和は行わなかった。</p> <p>同省は、出頭申請の負担を軽減するため、平成23年6月から9月までの間、被災3県の18地域に自動車登録官を計32回出張させることにより、計930台の抹消登録を行った。ただし、被災自動車数が約6.8万台であるため、その効果は限定的である。</p> <p>一方、現在、10都府県で実施されている新車新規登録自動車の電子申請は、出頭申請が不要であるため、これを抹消登録申請にも適用した上で、実施道府県を拡大すれば、災害時における抹消登録申請の負担軽減につながると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、国土交通省は、大規模災害における被災者の申請手続の負担を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付について、開始時期を早めるとともに、回数、期間を拡充すること。</p> <p>② 自動車の抹消登録申請について、自動車登録の電子申請の対象に抹消登録を加え、実施道府県を拡大すること。</p> <p><b>イ 広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与の円滑な実施</b></p> <p>災害救助法第23条第1項の規定に基づく応急仮設住宅の供与は、民間賃貸住宅の借上げによることでも差し支えないとされている。</p> <p>東日本大震災では、都道府県の区域を越える広域避難者に対して、初めて民間賃貸住宅の借上げ供与が行われ、その入居者は平成24年12月現在約1.2万人である。</p>	<p>図表4-(3)-①</p> <p>図表4-(3)-②</p> <p>図表4-(3)-③</p> <p>図表4-(3)-④</p>

広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与は、被災3県がそれぞれ、全国の都道府県に協力を依頼して行っている。

厚生労働省は、平成23年4月30日、被災3県に「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について」（平成23年4月30日付け社援発0430第1号社会・援護局長通知）を通知した。この通知は、民間賃貸住宅の借上げ供与が国庫負担の対象であること、国庫負担の対象は敷金等の入居費用、家賃、共益費及び管理費であること、家賃の参考金額は一戸当たり月額6万円であることを示している。

被災3県は、県外に避難している被災者の不安の軽減と生活環境の安定を早急に図るため、厚生労働省に対し、この通知を被災3県だけでなく全国の都道府県に行うよう要請したが、行われなかった。

このため、被災3県はそれぞれ、通知があったことを各都道府県に連絡するとともに、対象世帯、対象経費、入居期間、事務手続などを定めた取扱要領の参考例を作成し、5月中旬、各都道府県に送付した。また、宅地建物取引業界の全国組織にも協力を依頼した。

厚生労働省の通知から、協力依頼を受けた各都道府県が準備を開始するまでに約1か月を要し、さらに各都道府県が、被災3県との個別の質疑応答を経て、予算を措置し、取扱要領を作成した上で、広域避難者に対する入居受付が開始された。

被災3県から依頼を受けた各都道府県による民間賃貸住宅借上げ供与の開始時期は、最も早い県で平成23年4月から、最も遅い県で24年1月からであり、開始時期に大きな差が生じた。また、民間賃貸住宅の借上げ供与を実施していない県は10県である。

将来発生が懸念されている大規模災害では、多数の都道府県が被災することが予想されており、今回のように各被災県が他の都道府県にそれぞれ協力を依頼する方式では、迅速な対応が望めず、混乱が生じるおそれもある。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、都道府県の区域を越えた広域避難者の民間賃貸住宅の借上げ供与については、多数の都道府県が被災することを前提に、国があらかじめ実施方法を定める必要がある。

#### ウ 母子寡婦福祉資金貸付の条件

母子寡婦福祉資金貸付は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定に基づき、母子家庭や寡婦を対象に経済的自立と生活の安定を図るため、修学資金、生活資金、住宅資金、事業開始資金などを都道府県が貸し付ける制度である。貸付金の利率は、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%である。被災3県では、平成24年3月現在、計1,854人（無利子貸付1,780人、有利子貸付74人）が貸付を受けている。

図表4-(3)-⑤

図表4-(3)-⑥

母子寡婦福祉資金貸付の保証人については、被災3県のうち2県が「母子寡婦貸付金は、母子の自立を目指すものであり、孤立しがちな母子に対し、身近な親族等を保証人とすることにより、より多くの者による支援を受けているという実感がわき、母子の自立にもつながる」という理由から保証人を県内居住者とすることを原則的な取扱いとし、両県のホームページに記載しているが、例外も認めており、実際に県外の連帯保証人である場合でも貸付を行っている。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、母子寡婦福祉資金貸付の条件について、被災した母子家庭や寡婦を支援する観点から、都道府県に対し、大規模災害時において、母子寡婦福祉資金貸付の保証人の地域要件の取扱いを正確に周知するよう技術的助言を行う必要がある。

#### エ 大学授業料の免除

東日本大震災では、被災した学生の修学の機会を確保する観点から、奨学金の貸与、授業料の免除などの支援措置が講じられている。

文部科学省は、「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科高第1254号文部科学副大臣）により、各大学に対し、授業料の納付が困難となった学生に対する各大学の経済的支援に関する制度の活用、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い及び相談体制の充実を求めている。

授業料の免除に当たり、各大学の多くは、申請者が免除の要件に該当するかどうかを判断するため、罹災証明書の添付を求めているが、東日本大震災では、被災家屋が多い上に、市町村の機能が著しく低下したため、罹災証明書の発行が遅れた。

一方、大学の中には、罹災証明書の発行状況を考慮せずに授業料免除申請の受付期間を設定しているものがあり、以下のような授業料の免除が受けられなかった例が発生している。

#### （事例）

宮城県内の実家が被災した兄妹は異なる国立大学の学生であり、両大学の授業料免除申請の期限は平成23年5月末であった。兄妹はボランティア活動などを行っていたこと、罹災証明書の発行が遅れていたことから、期限を徒過した同年6月に取りあえず被害認定区分のない被災証明書を添付の上、免除申請を行った。その後、罹災証明書は同年8月上旬に発行された。

免除申請を受けた一方の大学は、申請期間を過ぎたことを理由に申請を受け付けなかった。

図表4-(3)-⑦

<p>他方の大学は、申請を受け付け、罹災証明書の提出を待って、同年11月に授業料免除を決定した。</p>	
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、文部科学省は、各大学が授業料を免除するに当たり、市町村の罹災証明書の発行状況を踏まえた弾力的な申請受付を行うよう要請する必要がある。</p>	
<p><b>オ 公営住宅の一時使用</b></p>	
<p>被災者の公営住宅への一時的な入居は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可により行われている。平成24年9月現在の入居決定戸数は8,895戸である。</p>	<p>図表4-(3)-⑧</p>
<p>国土交通省は、技術的助言（注）として行った「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」（平成19年8月9日付け国住備第38号住宅局住宅総合整備課長通知）及び「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」（平成23年3月12日付け国住整第168号住宅局住宅総合整備課長通知）で、ファクシミリ等の利用による迅速な入居決定が図られることを念頭に置いた標準許可申請書を示すとともに、被災者の負担の軽減に最大限の配慮を求めている。</p>	<p>図表4-(3)-⑨</p>
<p>このため、調査対象の8都道府県及び9市町村では、被災者に負担を課している例はみられるものの、多くはこの通知に沿って被災者の負担の軽減を図っていた。</p>	<p>図表4-(3)-⑩</p>
<p>（注） 国が地方公共団体に行う技術的助言（地方自治法第245条の4第1項）は、必要な最小限度のもので、規範性や拘束性を有していないものである必要がある。</p>	
<p><b>カ 死亡届記載事項証明書の公用請求</b></p>	
<p>津波や建物の倒壊などの直接的な原因ではなく、避難生活での体調悪化や過労などの間接的な原因で被災者が死亡し、市町村が災害関連死と判定した場合、遺族に災害弔慰金が支給される（死亡者が主たる生計維持者の場合は500万円、それ以外の場合は250万円）。</p>	<p>図表4-(3)-⑪ 図表4-(3)-⑫</p>
<p>市町村が災害関連死の判定を行う際、法務局の発行する死亡届記載事項証明書（死亡診断書の写し）を資料として用いる場合があり、遺族の心情や負担を考慮して、市町村が遺族に代わって証明書を取得することも少なくない。</p>	
<p>調査対象20市町のうち、災害関連死の判定に死亡届記載事項証明書を用いている市町は11市町である。このうち、3市町は法務局から証明書を公用請求により取得しているが、残る8市町は遺族が法務局に証明申請を行っている。この8市町のうち4市町は、法務局が公用請求を認めなかったとしており、法務局によって取扱いが異なっている。</p>	<p>図表4-(3)-⑬</p>

この点について、法務省は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項の規定に基づき、公用請求する法令上の根拠と理由が明らかとされている場合には、死亡届記載事項証明書の公用請求は認められるとし、本調査の途上、当省の指摘を踏まえ、各法務局にこれを周知徹底した。

#### キ 中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業

経済産業省が所管する「中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業」は、東日本大震災の影響を受けている中小企業などが協働して行う商品の開発や販路開拓に係る取組を支援するため、補助金を交付する事業である。

本事業は平成24年度で終了するものであるが、申請に事業計画書6部と電子媒体（CD-R）の添付を求めており、申請者から負担軽減を求める意見があったことから、今後の課題として受け止める必要がある。

図表4-(3)-⑭

#### ク 東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況

当省は、平成23年8月、国の資格制度73制度を抽出し、東日本大震災における資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況を把握し、これを参考に必要な特例措置が実施されるよう各府省に要請した。

また、平成24年5月、調査対象を国の資格制度313制度のうち取得方法が試験によるもの全て（158制度）に拡大し、特例措置の実施状況を把握した。

本調査では、このうち免許証等の再交付手数料に係る特例措置（免除措置）の実施状況のフォローアップを併せて行った。

その結果は以下のとおりであるが、今後とも、各府省がこれらを参考に取り組むことが適切と考えられる。

- ① 免許証等の再交付の根拠が「条例」の場合、免除による減収額を地方債の発行によって補うことができるため、26制度の全てについて免除措置が講じられた。
- ② 一方、免許証等の再交付の根拠が「法令」の場合、手数料免除による減収額を補う措置が講じられないため、88制度のうち免除措置が講じられたのは10制度である。これらは、申請先の団体が独自の事業として無料で再交付を行っているものなどである。
- ③ 手数料免除による減収額を補う措置が講じられない場合、免除に代え、一定期間有効な登録済証明書などを無料で発行した制度が36制度ある。
- ④ 平成25年1月、独立行政法人国民生活センターの内部規則を改正し、「消費生活専門相談員資格認定」について、受験料、認定証交付手数料、再交付手数料などに関し特例措置を講ずることを可能とした。

図表4-(3)-⑮

図表4-(3)-⑯

図表4-(3)-⑰

図表 4 - (3) - ① 自動車の永久抹消登録制度の概要

<p>(自動車登録制度の意義・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私法秩序、国民経済の基盤の維持（民事登録） 全国的に移動・流通する国民の財産の保護、自動車の取引の安全性を確保するため、法的判断を行って所有権の確定・公証を行うこと。</li> <li>全国的な行政の情報基盤、執行の担保（行政登録） 自動車の保安基準適合性の確保、徴税、不正輸出防止、リサイクル、犯罪捜査など全国的に移動・流通する自動車に係る各種国の行政のために使用の実態等を記録・管理し、また、登録時に確認を行うことにより国の行政の執行の連携を行うこと。</li> </ul> <p>(永久抹消登録を行うケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録自動車が増失、解体（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。</li> <li>当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。</li> </ul> <p>(永久抹消登録の申請方法)</p> <p>運輸支局等に出頭し、永久抹消登録申請書、手数料納付書、印鑑証明書、自動車検査証等を提出。</p> <p>自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）＜抜粋＞</p> <p>(共同申請)</p> <p>第 10 条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。</p> <p>(注) 下線は当省が付した。</p>
--

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ② 「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について」（平成 23 年 3 月 25 日付け国自情第 234 号自動車交通局技術安全部自動車情報課長通知）による特例措置の概要

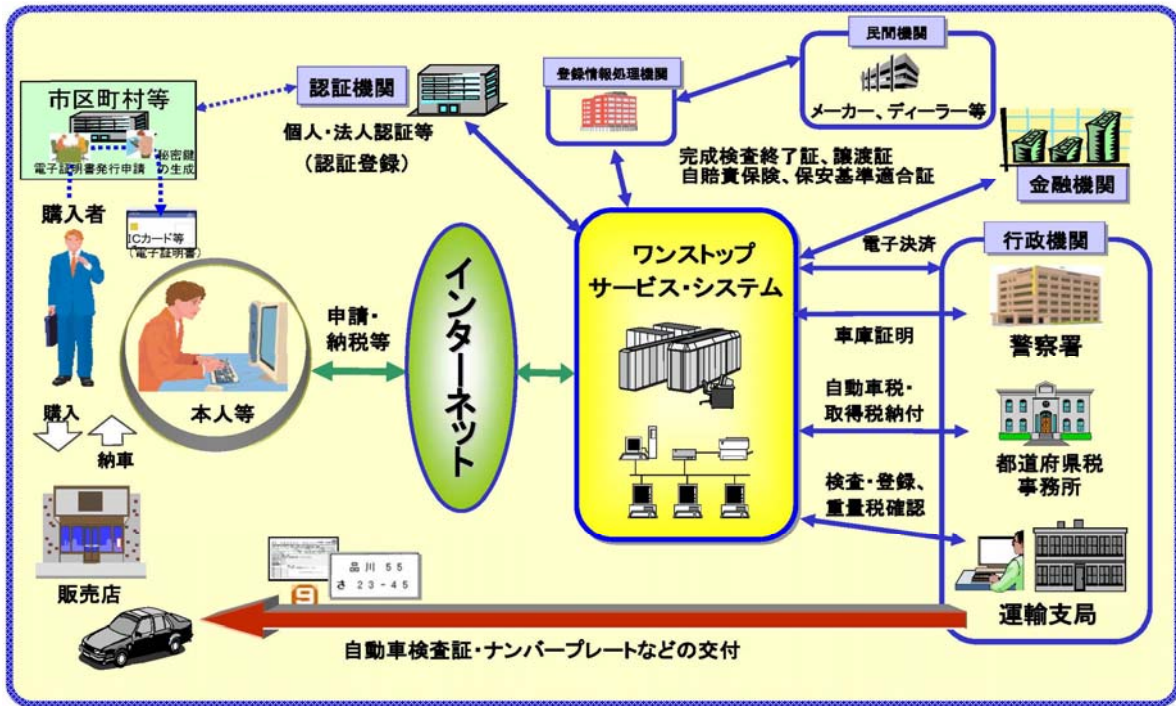
想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 ① 所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等) ② 代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等)
原因を証する書面（罹災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書に代える。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4-(3)-③ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要

(自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要)

- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）は、新車購入時の行政手続がオンラインで一括申請できるサービス。
- ・ 平成 24 年 3 月現在、10 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、埼玉県、静岡県、岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県）で利用が可能。
- ・ 窓口に出向かなくても、原則 365 日・24 時間いつでも、パソコンから申請手続を行うことができ、手数料や税の電子納付も可能。
- ・ 代行申請でも、住民基本台帳カード（電子証明書付き）又は印鑑証明書を用意すれば、OSS による申請が可能。



(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ④ 民間賃貸住宅の借上げ供与制度の概要

地震や津波等の大規模災害によって、住家が滅失または破損し、居住する住家を失った被災者に対しては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく応急仮設住宅の供与が行われる。

応急仮設住宅の供与は、民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えないとされており、都道府県（都道府県の委任を受けた市町村も同様）が、現に救助を要する被災者に対して民間賃貸住宅を借り上げて供与した場合、災害救助法の適用となり同法に基づく国庫負担が行われる。

**【実施主体】**

都道府県

**【対象者】**

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの

**【供与期間】**

原則として 2 年以内（東日本大震災における応急仮設住宅については 1 年延長）

**【国庫負担対象経費】**

敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用並びに月ごとの家賃、共益費及び管理費

（注）厚生労働省及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑤ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」（平成 23 年 4 月 30 日付け社援発 0430 第 1 号社会・援護局長通知）〈抜粋〉

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

2. 3. （略）

4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。

5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額 6 万円としたことを参考とされたい。 なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。

6. （略）

（注）下線は当省が付した。



図表 4 - (3) - ⑥ 被災 3 県から依頼を受けた各都道府県の民間賃貸住宅の借上げ供与の開始月

受付開始月	都道府県数
平成23年 4月	1
5月	2
6月	2
7月	6
8月	8
9月	3
10月	1
11月	3
12月	5
平成24年 1月	1
市町村ごと	2
未実施	10

(注) 当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑦ 「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について (通知)」(平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科高第 1254 号文部科学副大臣) <抜粋>

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災した学生等の修学の機会を確保する観点から、修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等を対象に、緊急採用 (第一種) 奨学金及び応急採用 (第二種) 奨学金の申込みを随時受け付けておりますので、支援を必要とする学生等やその保護者がそれらを活用できるよう、それらの具体的内容及び利用方法について、学生等やその保護者への周知を図るようお願いします。

また、授業料等の納付が困難となった学生等に対しては、各大学等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、大学等で学ぶ意欲のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、配慮をお願いします。

図表 4 - (3) - ⑧ 公営住宅の一時使用の概要

- 東日本大震災における被災者の公営住宅への一時的な入居は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可により実施。
- 地方公共団体（都道府県又は市町村）は、被災者に対し、公営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅等を提供。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項<抜粋>

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

**【実施主体】**

地方公共団体（都道府県、市町村）

**【対象となる住宅】**

- ・ 地方公共団体が管理する公営住宅、改良住宅その他の公的賃貸住宅
- ・ 地方住宅供給公社が管理する賃貸住宅
- ・ 独立行政法人都市再生機構（UR）が管理する賃貸住宅
- ・ 被災者が個々に契約する民間賃貸住宅
- ・ 国家公務員宿舎
- ・ 雇用促進住宅

**【費用負担】**

公営住宅を提供する都道府県、市町村等

（注）国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑨ 「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」  
（平成 19 年 8 月 9 日付け国住備第 38 号住宅局住宅総合整備課長通知）<抜粋>

この度、被災者の避難生活を早期に解消し、極力負担の少ない方法で公営住宅等へ円滑かつ迅速に入居できるようにするため、公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書（以下「標準申請書」という。）を作成しました。

標準申請書の作成に当たっては、公営住宅等の管理上必要最低限の入居者（その同居者を含む。）情報の記入及び添付書類でどの事業主体にも申請可能となるように、かつ、ファクシミリ等の利用による迅速な入居決定が図られることを念頭に置いています。

貴職におかれましては、公営住宅等の適正な管理に留意し、かつ、標準申請書の作成趣旨にご理解をいただき、被災者の負担の軽減に最大限の配慮をお願いします。

（注）下線は当省が付した。

図表 4 - (3) - ⑩ 公営住宅への一時的な入居に際して、被災者に負担を課している例

事例 1	被災者が、県外の市役所に電話で市営住宅への入居の希望を伝えたところ、直接市役所の窓口で手続きをとるよう求められたため、仙台空港から新千歳空港間の航空運賃を含む旅費を負担し入居申請を行った。
事例 2	県外の市営住宅に入居している避難者は、6 か月ごとの延長申請を市役所に出向いて行っている。この市は、本人出頭による延長申請を一般の入居者には求めておらず、避難者にのみ求めている。同市担当者は、この理由を、応急仮設住宅の供与は一時的な救助であり、来たるべき生活への心構えを醸成するためと説明している。入居している避難者は延長申請のたびに退去を求められているような心理的負担を感じると述べている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑪ 東日本大震災における「災害関連死の死者」の定義及び災害関連死の判定方法

<p>(東日本大震災における「震災関連死の死者」の定義)</p> <p>東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方</p> <p>(災害関連死の判定方法)</p> <p>災害弔慰金の支給に当たり、自治体が医師、弁護士等の有識者による審査会を設置し、当該審査会における審査を経て判定。</p>
--

(注) 復興庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑫ 災害弔慰金制度の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく制度。市町村が、条例の定めるところにより、災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

**【実施主体】**

市町村（特別区を含む）

**【対象災害】**

自然災害（以下のいずれかに該当）

- ・ 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

**【対象者】**

災害により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

※ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

**【支給額】**

ア．生計維持者が死亡した場合 500 万円

イ．その他の者が死亡した場合 250 万円

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑬ 調査対象市町における災害関連死の判定時の死亡届記載事項証明書の添付状況

死亡届記載事項証明書の添付無し	死亡届記載事項証明書を添付		
	公用請求により取得	遺族の申請により取得	
		公用請求が可能	公用請求できない
9 市町	3 市町	4 市町	4 市町

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成 24 年 3 月末現在の死亡届記載事項証明書の添付状況である。

図表 4 - (3) - ⑭ 中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業の概要

中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業は、東日本大震災の影響を受けている中小企業者等の復興を支援し、地域中小企業の販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するため、中小企業等が協働して、優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路開拓に係る取組を支援することを目的とした制度。

【実施主体】

全国中小企業団体中央会

【採択数（23年度）】

34 件

【補助対象費用及び補助限度額】

補助対象費用	①謝金 ②旅費 ③借損料 ④産業財産権等取得等費 ⑤雑役務費 ⑥会場借料 ⑦資料購入費 ⑧通信運搬費 ⑨原材料費 ⑩機械装置等費 ⑪展示会等出展費 ⑫マーケティング調査費 ⑬商品紹介資料作成費（広報費） ⑭外注・委託費 ⑮その他の経費（15 項目）
1 事業当たりの補助限度額	2,000 万円（下限 100 万円）

【提出書類】

提出書類	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 決算書（直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書）</li> <li>※ 上記の書類がない設立後 2 年未満の企業等は、決算書に加え、事業計画書及び収支予算書</li> <li>・ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット・資料</li> <li>・ 定款又は商業登記簿謄本（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）</li> </ul>	各 6 部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書の内容が全て入力された電子媒体（「ワード」又は「一太郎」のファイルを CD-R に保存）</li> <li>・ 役員名簿（エクセルデータ、上記 CD-R に保存）</li> <li>・ 書類受付通知用はがき</li> </ul>	各 1 部

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑮ 免許証等の再交付手数料の免除措置

	調査対象	免除あり
条例	26 制度	26 制度 (100.0%)
法令	88 制度	10 制度 (11.4%)
その他	8 制度	5 制度 (62.5%)
計	122 制度	41 制度 (33.6%)

（注）当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑩ 免除措置を講じない理由  
(重複回答あり)

	資格制度
無料の証明書を発行	36 制度
法令に免除規定なし	25 制度
要望がない	20 制度
その他	5 制度
計	86 制度

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 資格制度の実数は81制度である。

図表4-(3)-⑰ 免許証等の再交付手数料に係る免除措置を実施していないもの

所管省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	免除措置を講じない主な理由
消費者庁	消費生活専門相談員	消費生活専門相談員資格認定証	(独)国民生活センター	1,800円	C
総務省	無線従事者	無線従事者免許証	総務省	2,200円	B
	電気通信主任技術者	電気通信主任技術者資格者証	総務省	1,350円	B
	工事担任者	工事担任者資格者証	総務省	1,350円	B
文部科学省	技術士	技術士登録証	(公社)日本技術士会	6,500円	C
	放射線取扱主任者	放射線取扱主任者免状	文部科学省	3,500円	B、C
	学芸員	合格証書	文部科学省	700円	C
厚生労働省	医師	医師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	臨床検査技師	臨床検査技師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	診療放射線技師	診療放射線技師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	歯科医師	歯科医師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	歯科技工士	歯科技工士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	歯科衛生士	歯科衛生士免許証	(財)歯科医療研修振興財団	3,100円	A
	義肢装具士	義肢装具士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	臨床工学技士	臨床工学技士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	柔道整復師	柔道整復師免許証	(財)柔道整復研修試験財団	4,000円	A
	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A
	はり師	はり師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A
	きゆう師	きゆう師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A
	保健師	保健師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	助産師	助産師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	看護師	看護師免許証	厚生労働省	3,100円	A
	理学療法士	理学療法士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	作業療法士	作業療法士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	視能訓練士	視能訓練士免許証	厚生労働省	3,100円	A
	救急救命士	救急救命士免許証	(財)日本救急医療財団	5,000円	A
	言語聴覚士	言語聴覚士免許証	(財)医療研修推進財団	4,800円	A
	管理栄養士	管理栄養士免許証	厚生労働省	3,300円	A
	専門調理師	専門調理師認定(技能検定合格)証書	(社)調理技術技能センター	2,000円	D
	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者免状	厚生労働省	1,900円	C
	給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者免状	厚生労働省	2,150円	C
	薬剤師	薬剤師免許証	厚生労働省	2,750円	A
	ボイラー技士	特級ボイラー技士	特級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円
一級ボイラー		一級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	A

所管 省庁	資格制度名		免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由	
厚生労働省		技士					
		二級ボイラー 技士	二級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		ボイラー溶接士	ボイラー溶接士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		ボイラー整備士	ボイラー整備士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		クレーン・デリック運転士	クレーン・デリック運転士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		移動式クレーン運転士	移動式クレーン運転士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		揚貨装置運転士	揚貨装置運転士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		発破技士	発破技士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		潜水士	潜水士免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		林業架線作業主任者	林業架線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		衛生管理者	衛生管理者免許証	都道府県労働局	1,500円	A	
		労働安全コンサルタント	労働安全コンサルタント登録証	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	2,450円	C	
		労働衛生コンサルタント	労働衛生コンサルタント登録証	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	2,450円	C	
	作業環境測定士	作業環境測定士登録証	(社)日本作業環境測定協会	3,450円	C		
経済産業省		情報処理技術者	情報処理技術者試験合格証明書	(独)情報処理推進機構	700円	B	
		計量士	計量士登録証	経済産業省	2,000円	D	
		エネルギー管理士	エネルギー管理士免状	経済産業省(資源エネルギー庁)	2,250円	B	
		電気主任 技術者	第一種電気主任技術者	第一種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	B
			第二種電気主任技術者	第二種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	B
			第三種電気主任技術者	第三種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	B
	ガス主任技術者	ガス主任技術者免状	(一財)日本ガス機器検査協会	2,250円	B		
国土交通省		溶接工	溶接技りょう試験合格証明書	地方運輸局等	3,050円	C	
		水先人	水先免状	地方運輸局等	2,450円	C	
		船舶料理士	船舶料理士資格証明書	地方運輸局等	2,350円	C	
		救命艇手	救命艇手適任証書	地方運輸局等	2,150円	C	
		衛生管理者	衛生管理者適任証書	地方運輸局等	2,250円	C	



所管 省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由	
国土交通省	航空従事者	○技能証明書 ・定期運送用操縦士 ・事業用操縦士 ・自家用操縦士 ・一等航空士 ・二等航空士 ・航空機関士 ・航空通信士 ・一等航空整備士 ・二等航空整備士 ・一等航空運航整備士 ・二等航空運航整備士 ・航空工場整備士 ・計器飛行証明 ・操縦教育証明 ・航空英語能力証明 ○運航管理者技能検定合格証明書	国土交通省 航空局	1,750 円	C	
	動力車操縦者	動力車操縦者運転免許証	国土交通省地方 運輸局及び内閣 府沖縄総合事務局	2,100 円	C	
	運行管理者(旅客自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方 運輸局	270 円	D	
	運行管理者(貨物自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方 運輸局	270 円	D	
	土木施工 管理技士	土木施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		土木施工管 理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	建設機械 施工技士	建設機械施 工技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		建設機械施 工技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	管工事施 工管理技 士	管工事施工 管理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		管工事施工 管理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	造園施工 管理技士	造園施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		造園施工管 理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	建築施工 管理技士	建築施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		建築施工管 理技士	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B

所管 省庁	資格制度名		免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由
国土交 通省		(2級)				
	電気工事 施工管理 技士	電気工事施 工管理技士 (1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	B
		電気工事施 工管理技士 (2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	B
	管理業務主任者		管理業務主任者証	地方整備局等	2,300円	B
	建築設備士		建築設備士登録証	(社)建築設備技 術者協会	3,150円	D
	土地区画整理士		土地区画整理士技術検定合 格証明書	国土交通省	1,900円	B
	マンション管理士		マンション管理士登録証	(財)マンション管 理センター	2,300円	B、C
経済産 業省 環境省	公害防止主任管理者		合格証書	(社)産業環境管 理協会	2,150円	B
	公害防止管理者		合格証書	(社)産業環境管 理協会	2,150円	B
国土交 通省 環境省	浄化槽設備士		免状・設備士証	国土交通省	2,300円	B
環境省	臭気測定業務従事者(臭気 判定士)		臭気判定士免状	(公社)におい・ かおり環境協会	3,000円	B
	浄化槽管理士		浄化槽管理士免状	環境大臣(窓口 を(財)日本環境 整備教育センタ ーに委託)	2,300円	B
	技術管理者(土壌汚染調査 技術管理者)		技術管理者証	環境省	1,250円	B、C
	核燃料取扱主任者		核燃料取扱主任者免状	原子力規制委員 会	3,300円	B、C
	原子炉主任技術者		原子炉主任技術者免状	原子力規制委員 会	3,300円	B、C

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「再交付手数料」欄に記載の額は、電子申請以外のもの。  
3 「免除措置を講じない主な理由」欄記載の記号の分類は以下のとおり。

A：一定期間有効な登録済証明書等を無料で発行 B：法令に免除規定がない C：再交付申請又は特例措置の要望がない D：その他
--